

保育園等の適正配置及び公立保育園の民営化ガイドライン

令和 7 年 7 月
糸 魚 川 市

国では、平成 13 年の規制改革から始まり、公立保育所の民間への運営委託の促進、保育所への株式会社等の参入促進などの待機児童の解消に向けた取り組みが進められており、令和 5 年にこども家庭庁を設置して、子育て世代の多様なニーズに対応した施策を推進しています。

市では、第 4 次行政改革大綱・推進計画において、平成 17 年の市町合併からの検討課題である「保育所等の民営化の検討」が挙げられており、計画的な施設修繕及び保育の提供体制の維持・確保を図るため、保育のあり方や形態、施設の適正配置や民営化に向けた検討をこれまで進めてきました。

この間、糸魚川市の人口（住民基本台帳）は、平成 17 年 4 月の 50,518 人から令和 7 年 4 月の 37,617 人と 20 年間で、12,901 人の約 25.5%が減少しています。当初は子どもたちとその親世代の減少が進んでいましたが、今では高齢者世代を含めた全世代の減少が始まり、人口減少に歯止めがかからない状況が続いています。

また、保育園等の環境は、未満児保育の希望増加と国の保育士配置基準の強化に伴う保育士の確保難、公立園では園舎の大規模改修において国等の支援がないことによる計画的改修が見込めないなど、これまで以上に子育て環境・保育環境の維持が困難になってきています。

このような状況のなか、これからの糸魚川市の園等の子育て環境を維持するため、令和 6 年 12 月に市内保育園の適正配置と一定規模の保育園等の民営化に関する基本方針を定め、検討をさらに進めることとしました。本ガイドラインは、保育園等の適正配置及び公立保育園の民営化の進め方について、その考え方を具体的に示すことで、保護者、関係者、一般市民の皆様からご理解いただけるよう作成したものです。

基本方針

- 地域特性を踏まえ、集団としての活動の充実が図れる適正規模を維持し、適正配置・民営化等を推進
- 子どもの成長段階に応じた、持続可能で質の高い教育・保育を提供

1 基本的な考え方

(1) 保育園等の適正配置

○保育園等の適正配置は、主に中学校区（地域範囲）を1つのまとまりとして、現在の園児数、園舎老朽化の状態、地理的要件、園の運営形態等の条件を加味したうえで、その区域における概ね10年後の保育園等の適正配置を見込みます。

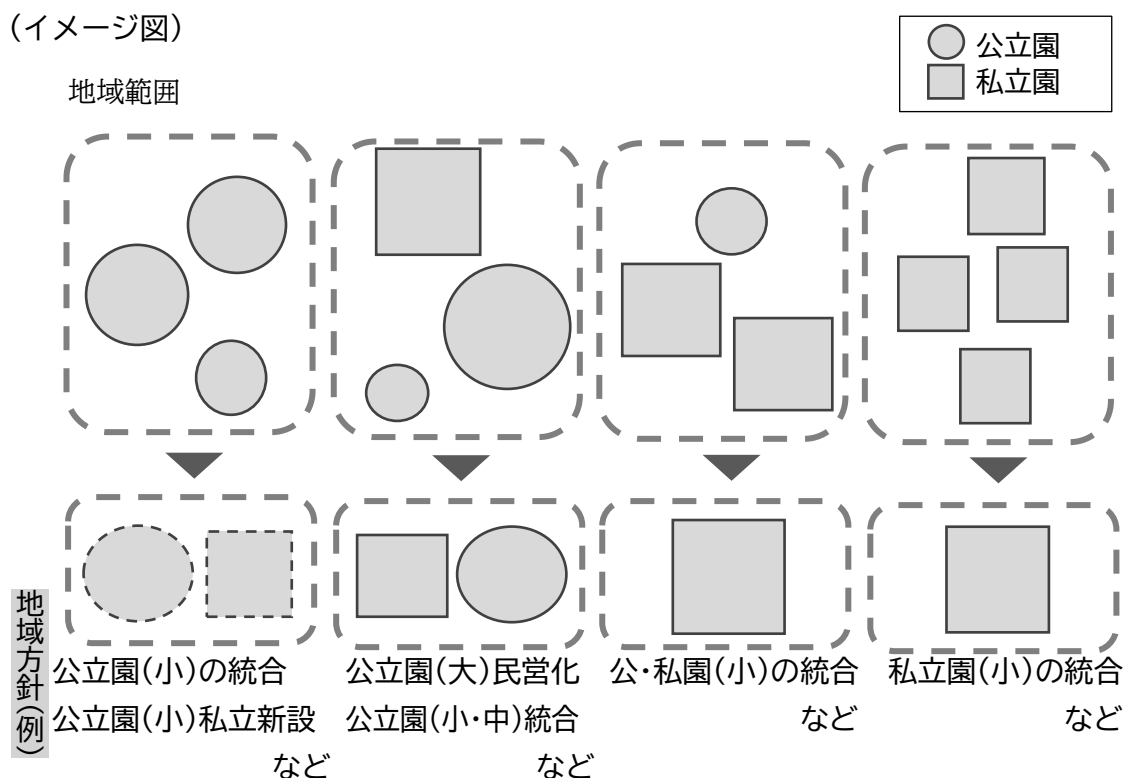
○次の場合に統合及び廃止を含めた検討を進めます。（特定地域型保育事業を除く。）

- ・おおむね3年以内に利用園児数が20人を下回る園（見込みを含む。）がある場合
- ・園舎の老朽化により、建物の維持が困難な状態となった園がある場合

○次の適正配置の方向性に沿って検討を進めます。

- ・地域範囲における1園当たりの園児数は、令和6年度より増加させる。
- ・1園当たりの園児数は、国が示す保育所開設時の60人を目標とする。
- ・中学校区内に少なくとも1園は配置する。
- ・地域範囲における急激な園数の減少には配慮する。

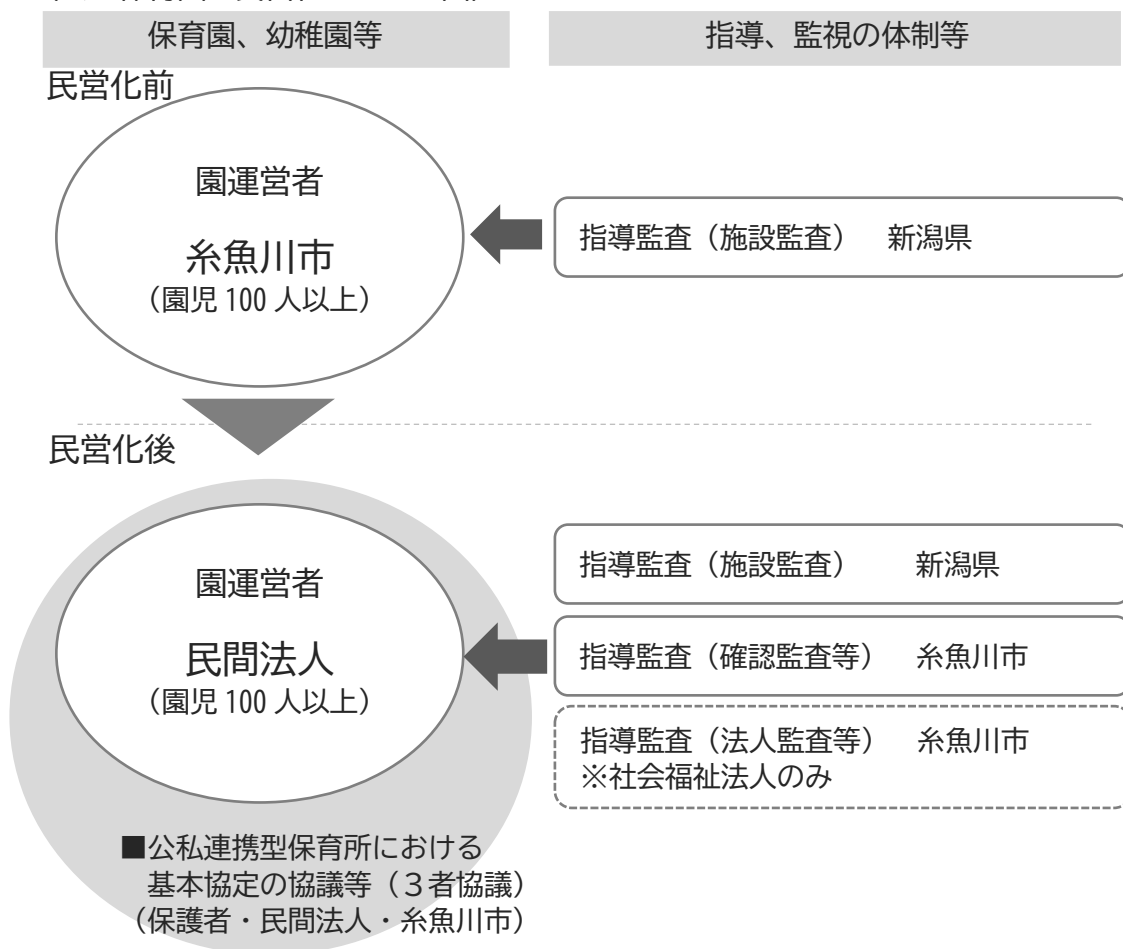
（イメージ図）



(2) 公立保育園の民営化

- ・ 公立保育園の民営化とは、既存園の設置・運営主体を糸魚川市から民間の法人に移管することをいいます。
- ・ 民営化は、概ね 100 人以上の利用園児数が見込まれる園を対象とします。
- ・ 園舎の建替の必要性が生じたときは、原則、民営化を検討します。
- ・ 在園児への影響及びその保護者の不安を軽減するため、それまでの園の保育方針等を引き継ぐ「引継保育・合同保育」を実施します。
- ・ 市の一定の関与が可能な公私連携型保育所などの方式により、実施することとします。
- ・ 園の運営等は、行政と運営事業者が締結する基本協定に基づき、民間法人からの提案を尊重しつつ、運営等に関する疑問等があったときは保護者からの依頼により、保護者、民間法人、市との三者協議の場を設置し、疑問等の解消を図ります。
- ・ 民営化の検討段階において、該当する園の保護者に対しては、速やかに説明会等を開催し、募集条件や選定方法等を説明します。

(公立保育園の民営化イメージ図)



2 基本的な進め方

(1) 適正配置の基本的な進め方について

ア 適正配置で想定する進め方

対象年度	進め方等
2 年度前	・ 公立保育園の統廃合を含めた関係者協議（地域方針検討） ・ 関係者との協議（地域方針公表、実施）
1 年度前	・ 関係者との協議 （閉園する保育園の次年度園児募集を停止）
実施年度	・ 統合又は閉園、園舎解体

イ 地域ごとの適正配置の検討の方向性

（ア） 能生中学校区

私立園を運営する法人の意向等を踏まえ、適正配置に向けた支援策等を再検討します。

（イ） 糸魚川東中学校区

私立園を運営する法人の意向を踏まえ、公立園の統廃合を含めて適正配置に向けた対応及び支援策を検討します。

（ウ） 糸魚川中学校区

糸魚川東保育園、やまのい保育園の民営化を検討します。私立園を運営する法人の意向を踏まえつつ、園児数が 20 人以下となる見込みの小規模公立園の統廃合を検討します。

（エ） 青海中学校区

3 園の統合を検討します。また、園舎を新設する場合は、その時点の想定園児数等を踏まえて民営化を併せて検討します。

ウ 保護者及び関係者協議の実施

地域の方針は、保護者を含む関係者等と協議した意見等を反映します。

(2) 公立保育園等の民営化の基本的な進め方について

ア 民営化までの基本的なスケジュール

対象年度	進め方等
2 年度前	・ 民営化する園の決定・公表 ・ 保護者説明会等の開催 ・ 引継法人の選定、決定 ・ 市、保護者、引継法人との協議（基本協定の締結）
1 年度前	・ 引き継ぎ保育等の実施
民営化実施年度	・ 民営化 ・ 基本協定に基づく確認等 ・ 県、市の指導監査の実施

イ 保護者説明会の実施

保護者説明会は、各園の個別具体的な計画の公表後、速やかに実施し、保護者に対して情報提供します。また、保護者の意見や要望が反映できるよう努めます。

ウ 運営者募集及び選定

(ア) 民営化を検討する園

優先順位	園 名	理 由
1 (R7 募集)	糸魚川東 保育園	利用定員は 100 人を超え、地域の保護者の就労状況は様々で休日や夜間時間等の就労状況の実態の声もある。築 20 年を超えており施設設備の更新の必要性がある。民間法人からの関心は高い。
2 (R9 以降)	やまのい 保育園	利用定員は 100 人を超え、糸魚川子育て支援センター・めだか園の併設、医療ケア児の対応など通常の保育所よりも複合的機能が多い。民間法人の関心もある。外壁などを年次的に修繕している。
3	その他 園舎新設園	園の統合等により園舎を新設する場合は、市の財政状況等を考慮し、民営化の検討を行う。

(イ) 運営対象者

糸魚川市内に事務所を有する学校法人、社会福祉法人、NPO 法人、営利法人とし、市内外の認可保育園等の運営実績がある民間法人とします。

(ウ) 運営法人の選定

提案書類の審査、当該法人が運営している施設の実施調査、ヒアリング、経営状況等を総合的に評価して、審査会にて決定します。

(エ) 選定の基準

公立保育園の保育水準を満たし、経営が安定し、かつ、適切な保育を実施することができる民間法人を選定します。また、引き継ぐ民間法人（以下、「引継法人」という。）は、協議により、児童福祉法第 56 条の 8 に基づく公私連携型保育所を運営する者として指定します。

(3) 公立保育園から民営化した場合の比較

項 目	公立保育園	民営化保育園
運営主体	糸魚川市	民間法人
保 育 料	3 歳から 5 歳児 無料 未満児は所得に応じて市が決定	変更なし
保 育 士	市職員（保育士）	民間法人職員（保育士）
開園時間等 (延長保育含)	7 時 30 分から 18 時 30 分	左記と同等以上 ※時間延長は可能
給 食	自園調理	変更なし
入園手続き	市で申請受付	変更なし

(4) 民営化により実施する保育内容

次に記載する公立保育園の保育を基準として、民間法人の提案により、これを上回る保育サービスの実施も可能とします。

休 園 日	日曜及び祝日、12 月 28 日から 1 月 3 日までの年末年始
開園時間	7 時 30 分から 18 時 30 分まで
職員配置	・ 園長 1 人 ・ 主任保育士 1 人以上 (栄養士 1 人以上) ※必要に応じて (看護師 1 人以上) ※必要に応じて ・ 保育士 0 歳児 園児 3 人につき 1 人以上 1、2 歳児 園児 5 人につき 1 人以上 3 歳児 園児 15 人に 1 人以上 4、5 歳児 園児 25 人に 1 人以上 ・ 調理員 自園調理の対応が可能な人数
給 食	・ アレルギー児への対応含む ・ 自園調理による完全給食

(5) 引継・合同保育及び移管について

ア 基本協定書に記載する内容

- ・ 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地
- ・ 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項
- ・ 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項
- ・ 協定の有効期間
- ・ 協定に違反した場合の措置
- ・ その他、公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

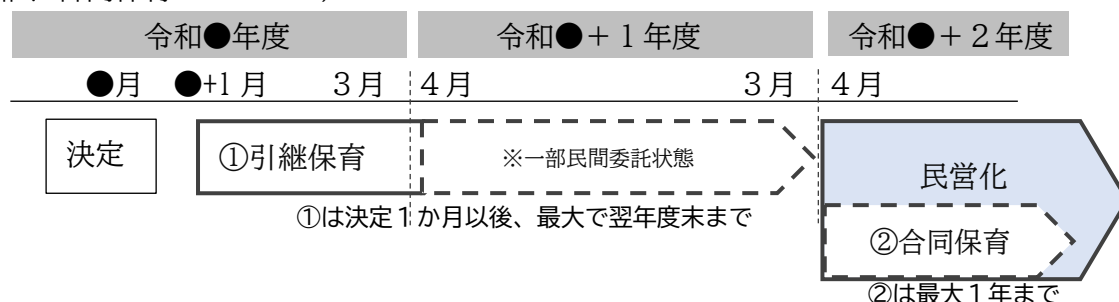
イ 引継・合同保育の実施

- ・ 引継保育は、市が主体となって、引継法人の希望を聞きつつ引継期間を設け、民

営化決定の翌年度の1年間を最大期間として実施します。引継法人の保育士給与等は公定価格等に準じて市の負担を検討します。

- ・ 合同保育は、引継保育終了後に引継法人が主体となり、必要に応じて市の保育士等を派遣して行う保育で、1年間を最大期間として実施します。

(引継、合同保育のイメージ)



①引継保育 運営主体は市で、民間法人保育士が引継ぎのための保育等を実施

②合同保育 運営主体は民間法人で、市保育士等が合同で保育等を実施。

ウ 園財産の譲渡等

民営化後も引継法人が安定的に保育を行えるよう、園舎等の市の財産の受け渡しは、次の対応を基本とします。ただし、双方の協議等によってはこの限りではありません。

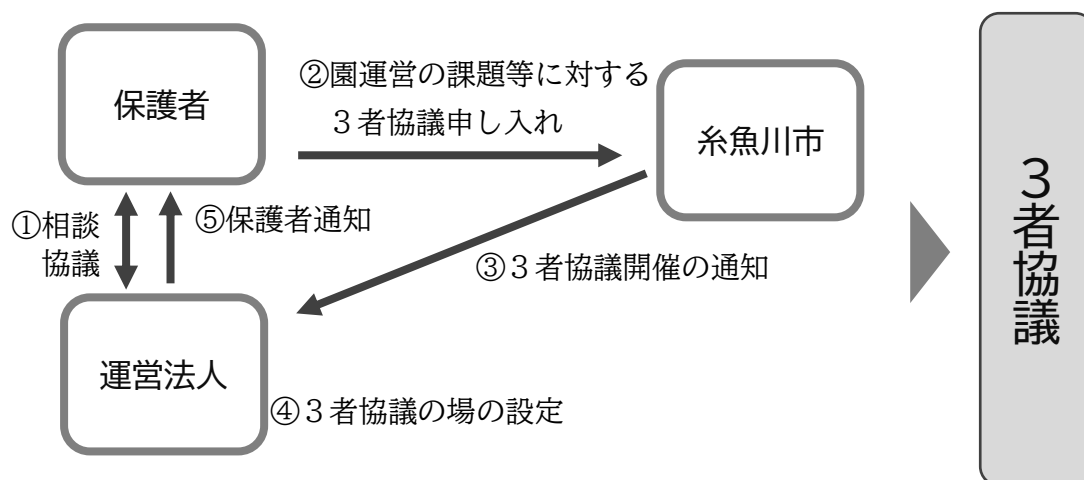
糸魚川市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例等のできる範囲で対応します。

項 目	基本対応
土 地	無償貸付 又は 譲渡
建物及び備品	無 償 譲 与

(6) 基本協定に基づく市の役割

園の運営等は、民間法人からの提案を尊重しつつ、運営等に関する疑問等があったときは、保護者からの依頼により、保護者、民間法人、市との3者協議の場を設置し、疑問等の解消を図ります。

(3者協議の場の開催までのイメージ図)



参考資料１ 市内保育園の一覧

(令和7年4月1日現在)

地域	運営形態		園 名	建築 年度	構造	新耐震 基準	施設面積 (㎡)	園児数	定員 (利用)
能生 (5)	保 育 園	私 立 (5)	筒石保育園	H7	木造	○	473.18	8	20
			いずみ保育園	S59	木造	○	412.39	31	40
			木浦保育園	S45	木造	△	473.33	13	20
	こども園		おひさま保育園	H24	木造	○	518.36	44	50
			能生保育園	S57	鉄筋	○	633.18	35	40
	能生地域計							131	170
糸魚川 (12)	保 育 園	公 立 (7)	大和川保育園	S53	鉄筋	○	691.20	37	60
			西海保育園	S58	鉄筋	○	400.36	24	60
			糸魚川東保育園	H15	木造	○	1,311.20	90	140
			中央保育園	H10	木造	○	855.47	63	105
			やまのい保育園	H24	木造	○	1,853.71	102	140
			大野保育園	S63	鉄筋	○	445.00	26	60
			根知保育園	H24	木造	○	230.26	0	30
	こども園	私 立 (5)	はやかわ保育園	H11	木造	○	858.78	37	40
			いくみ保育園	H7	木造	○	565.59	33	50
			糸魚川幼稚園	H28	鉄骨	○	1,064.03	70	95
	地 域 型		糸魚川カトリック 天使幼稚園	H元	鉄骨	○	958.00	46	95
			ひまわり保育園	(H17)	鉄骨	○	298.71	17	19
	糸魚川地域計							545	894
青海 (3)	保 育 園	公 立 (3)	寺地保育園	H5	木造	○	499.89	27	60
	幼 稚 園		田沢幼稚園	H4	鉄筋	○	962.04	41	140
			青海幼稚園	H4	鉄骨	○	829.99	32	120
	青海地域計							100	320
計							776	1,384	

参考資料２ 園児数等の見込

参考資料３ 保育園等の適正配置及び公立保育園の民営化Q&A

参考資料４ 公立保育園等の民営化に関するサウンディング型市場調査結果（R6）